

藤本育英会 奨学金貸与規程

一般財団法人 共愛会

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人共愛会（以下「財団」という。）において、財団の運営する事業所で働くための資格取得をめざす学生の修学に必要な資金の一部を「藤本育英会 奨学金」（以下、「奨学金」という。）として貸与し、支援することを目的とする。

(対象となる資格)

第2条 対象となる資格は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士等必要職種とする。

(貸与対象者)

第3条 奨学金の貸与を受ける対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、対象者は通年5名以内とする。

- (1) 当該養成機関に入学が許可された、または在学している者
- (2) 資格を取得した後、直ちに財団において勤務する意思を有する者
- (3) 成績が優れ、かつ心身が健康である者
- (4) 財団以外の事業所から就職を条件とする奨学金等の支給および貸与を受けていない者

(奨学金の額及び貸与期間)

第4条 奨学金の標準額は次表のとおりとする。なお、充足状況等を勘案し、金額を調整することができる。

職 種	奨学金（月額）
医師	100,000円
薬剤師	80,000円
看護師	60,000円
その他の国家資格	50,000円

2 奨学金の貸与期間は、当該養成機関への入学月あるいは貸与決定月から当該養成機関の卒業月までとする。

3 奨学金は、毎月10日に指定の口座に振り込むものとする。

(申請)

第5条 奨学金を受けようとする者は、次の書類を法人本部に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 養成機関の在学証明書または入学内定を証明する書類
- (3) 直近の学業成績証明書

- ・養成機関入学前の者および養成機関在学1年未満の者は、最終学歴卒業時の学業成績証明書
- ・養成機関に1年以上在学している者は、前学年の学業成績証明書

(4) その他財団が必要と認めた書類

(決定及び通知)

第6条 前条により申請書類が提出されたときは、選考面接により貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(契約書等の提出)

第7条 奨学金の貸与の決定を受けた者(以下、「奨学生」という。)は、「藤本育英会奨学金貸借契約書」を財団に提出しなければならない。

2 連帯保証人は独立の生計を営む者とし、第10条による奨学金の返還にあたり、本人が返還に応じないときには代わって返還しなければならない。

(貸与の取り消し)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金の貸与を取り消すことがある。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の障害のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (4) 奨学金の貸与を辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき
- (7) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(貸与の停止)

第9条 奨学生が休学や留年したとき、または停学処分を受けたときは、その開始日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。ただし、止むを得ない理由がある場合は、停止期間を変更する場合がある。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に定める日までに、貸与を受けた奨学金を一括返済しなければならない。ただし、正当な理由があって一括返済が困難な場合はこの限りではない。

- (1) 第8条の規定により奨学金の貸与が取り消されたとき：取消日の属する月の翌月の末日
- (2) 養成機関を卒業した日から財団が定めた日の属する月の末日までに当該免許を取得できなかったとき：養成機関を卒業した日から財団が定めた日の属する翌月の末日
- (3) 資格取得後の業務に従事した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に満たないで退職するとき：貸与月額×(貸与月数-勤務月数)にて算出した金額を返還しなければならない。ただし、勤務月数は月の末日まで勤務した月とする。

(奨学金の返還免除)

第11条 奨学生が、養成機関を卒業した日から免許を取得し、かつ直ちに財団の職員として採用され奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事したときは、奨学金の返還を免除する。ただし、傷病による休職、育児休業、介護休業その他止むを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は、業務に従事した期間とはみなさない。

(勤務の猶予)

第12条 奨学生は、卒業後速やかに財団にて勤務しなければならないが、奨学生本人及び財団にとって将来有益と認められる場合は、財団が定めた期間、他施設等へ勤務することができるものとする。

(補足)

第13条 奨学生は、原則として毎年3月、修学状況を財団に報告するものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、必要事項があれば甲乙誠意を持って協議するものとする。

第15条 奨学金の額は、施行日現在とする。

附則

この規程は、2021年4月1日より施行する。

理事長	局長

藤本育英会 奨学金貸与申請書

年 月 日

一般財団法人 共愛会

理事長 藤本 宗平 殿

本籍地 _____ (都道府県)

現住所 _____

氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日

私は、下記のとおり、一般財団法人共愛会の奨学生に採用の申し込みを致します。

学 校 名	
学校所在地	〒
卒業予定年月日	年 月 日
資格の種類	

添付文書

1. 養成機関の在学証明書または入学内定を証明する書類
2. 直近の学業証明書(①または②のいずれか)
 - ① 養成機関入学前または在学1年未満の場合:最終学歴卒業時の学業証明書
 - ② 養成機関に1年以上在学の場合:前学年の学業成績証明書

藤本育英会 奨学金貸借契約書

一般財団法人共愛会を貸主(以下、「甲」という。)、_____を借主(以下、「乙」という。)として、藤本育英会 奨学金貸与規程(以下、「規程」という。)に従い、次のとおり奨学金貸借契約を締結する。

第1条 甲乙両者は、規程に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に定めるところにより奨学金を貸与する。

(1) 貸与金額 月額 円

(2) 貸与期間 年 月 ～ 年 月(ヶ月間)

(3) 奨学金の振込 奨学金は、毎月10日に乙の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。なお、当該金融機関が休業の場合は、前営業日とする。

(4) 返還 乙が、本契約の履行を実施不可能な場合に於いては、借り受けた金額を甲に一括返還しなければならない。

(5) 貸与の免除および貸与の休止

規程第11条に定める事項に該当する場合は、甲は乙に対して、奨学金の貸与を免除する。

(6) 連帯保証人 連帯保証人(以下、「丙」という。)は、本契約に定める一切を乙の連帯保証人として履行に務めることとする。

この契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、記名捺印のうえ、甲・乙・丙各自1通を保持するものとする。

年 月 日

貸主 甲 住所 _____

氏名 _____ (印)

借主 乙 住所 _____

氏名 _____ (印)

連帯保証人 丙 住所 _____

氏名 _____ (印)